

全逋東京中央郵便局事件

【事件】1958年春闘の際、東京中央郵便局で全逋信労働組合（全逋）の組合員が、勤務時間内に職場を離脱して職場大会に参加した。このことが、郵便法79条1項（郵便物不取扱罪）にあたるとして、組合役員がその教唆犯として起訴された事件。

【判決】争点となったのは、郵政職員に適用される公共企業体等労働関係法17条で禁止される争議行為を行った場合、労働組合法1条2項（刑事免責規定）の適用が否定され、郵便法の罰則適用を受けるか否かであった。第一審は無罪、第二審は原判決を破棄差戻した。被告が上告したのに対し、二審を破棄差し戻したのが本判決である。本判決は、公共企業体等労働関係法17条を憲法違反とするものではないが、労働基本権を尊重する姿勢を示した。

東京都教組事件

【事件】東京都教職員組合（都教組）の執行委員が、都内公立学校の教員に対する勤務評定導入に反対し、組合員である職員に校長らの承認なく有給休暇をとらせ、反対集会に参加するよう指令した。これにより、地方公務員の住民に対する同盟罷行、怠業・争議行為などを禁止する地方公務員法61条4号違反で起訴された。

【判決】第一審は無罪、第二審は有罪判決が下された。最高裁では、刑事罰をもってのぞむほどの違法性を欠くとして無罪となった。

全農林警職法事件

【事件】1958年に警察官職務執行法改正案が衆議院に提出された。全農林が加盟している日本労働組合総評議会は、同年11月5日頃に統一行動を行うことを決定した。翌11月6日に警察は全農林に対して、職場大会の指示と当日の行動が国家公務員法の争議行為煽り禁止規定に違反するとして、事務所と組合員自宅の捜索を行った。

【判決】1973年、最高裁は公共の福祉の立場から団体行動権の一律禁止は合憲とした。